

平成29年4月1日 制定

役員、評議員及び評議員選任委員の報酬に関する規程

社会福祉法人 湖会

役員、評議員及び評議員選任委員の報酬に関する規程

(報酬等の支給)

第 1 条 役員、評議員及び評議員選任委員の報酬等は、社会福祉法人湖会定款第 6 条第 9 項、第 8 条及び第 21 条に定めるとおり無報酬とする。

(改廃)

第 2 条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

付則 1 この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。